

あいスタ認証制度 従業員健康管理マニュアル

— 店舗で行う新型コロナウイルス感染防止対策 —

新しい、あたりまえ、はじまる



あいスタ認証事務局

更新日：2022年10月

変更履歴(2022年10月1日)

項目番号	項目内容	変更内容
1	● 新型コロナウイルス感染症の主な症状	症状が現れる期間を修正
2	● 感染防止対策責任者の遵守事項	認証基準に応じた内容へ修正
4	● 感染者が確認された場合の対応	認証基準に応じた内容へ修正
4	● 感染者が店舗を利用していた場合の対応	認証基準に応じた内容へ修正

● 新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 最もよくある症状 発熱、空咳、倦怠感
- 時折みられる症状 痛み、喉の痛み、下痢、結膜炎、頭痛、味覚または嗅覚の消失、皮膚の発疹、または手足の指の変色
- 重篤な症状 呼吸が苦しいまたは息切れ、胸の痛みまたは圧迫感、運動機能の喪失

症状が重篤な場合は、直ちに治療を受けてください。かかりつけ医師または医療機関にかかる前に必ず事前に電話で連絡をとってください。


症状が軽度であり、他に疾病がない人は、自宅療養を行う必要があります。ウイルスに感染してから症状が現れるまでの期間は平均 3 日ですが、長い場合は 10 日程度までかかることがあります。



愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト（愛知県HP）
<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html>



● 店舗のルール作り

 従業員の健康管理において最も重要なことは、**各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まないこと**を周知徹底することです。

従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、下記のサイトには、多岐にわたる解説が網羅されています。その中でも、予め店舗内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、飲食店の業態を問わず重要なポイントです。

厚生労働省「**新型コロナウイルスに関するQ&A**」（企業の方向け）を参照してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
 制作：NPO法人ヘルスケアネットワーク（OCHIS）

● 感染防止対策責任者の遵守事項

検温	

勤務前

1. 全従業員に対して業務開始前に検温・体調確認を行う。

従業員が発熱（例えば平熱よりも 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）嘔吐・下痢等の症状がある場合には、当該従業員が出勤しないよう呼びかける。

新型コロナウイルスに感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員が出勤しないよう徹底する。

2. 従業員に、大声を出さないことや適切なマスクの正しい着用を徹底させる。
3. 従業員に定期的な手指消毒や手洗いを実施させる。
4. 休憩スペースでは一度に休憩する人数を減らしたり、常時十分な換気を行ったりし、3つの密を回避する。
5. 従業員がゴミを回収する際、マスクや手袋を着用し、作業後必ず手洗いを実施させる。従業員にユニフォームを当該日業務終了後など定期的な洗濯を実施させる。



6. 感染拡大防止対策に必要な物資(消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等)の一覧表(リスト)を作成し、十分な量を準備しておくか、もしくは緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をする。
7. 店舗内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の明け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる確認を行う。



3

従業員の健康管理

● 日常の従業員の健康管理

従業員の健康管理のために、日常生活から勤務状況も含めて管理する必要があります。
従業員のセルフチェックも合わせて、毎日の健康を心がけましょう。

- 1 仕事に集中して取り組んでいるか、意欲が低下していないか
- 2 遅刻や早退、欠勤が増えていないか
- 3 服装が乱れたり、不衛生になっていないか
- 4 イライラしている様子はないか
- 5 十分な栄養と睡眠が確保できているか
- 6 「眠れない」、「食べたくない」、「疲れやすい」などの症状がないか



日頃から従業員の様子を気にかけて、健康管理の意識を高めましょう！

● 免疫力を高めるために

一般的に、よく睡眠を取ること、運動すること、禁煙すること、健康な体重を維持すること、バランスの良い食事を摂ることなどが、感染防御に有利に働くのではないかと考えられています。

● 感染者が確認された場合の対応

- 1 保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員や店舗利用者へ、広く周知する。
- 2 濃厚接触者となった従業員は、出勤しないようにし、健康観察を実施する。
- 3 保健所の指示に従い、店舗の消毒作業を実施する。
- 4 営業再開に向けて、感染対策を徹底する。

感染拡大防止を目的とした個人情報のデータの取扱いについては、十分に配慮し、適正に取り扱いましょう。



● 従業員の場合の対応

店舗の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該店舗からの感染拡大防止策を講じるとともに、**必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表**する。

● 感染者が店舗を利用していた場合の対応

感染者が当該店舗を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該店舗を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、**必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表**する。

従業員健康管理マニュアル 監修

柴田 玲 (シバタレイ)

名古屋大学 医学博士 特任教授
大学院医学系研究科 先進循環器治療学 (循環器内科)

感染症対策の主な取組

- ・産業医としての新型コロナウイルス感染症予防対策の推進
- ・新型コロナウイルス感染症予防に対する啓蒙活動
(出演) NHK 夕刊ゴジラじ、中京テレビ「キャッチ」番組コメンテーター

